# 平成30年6月定例会 文教委員会の概要

日時 平成30年 7月 2日(月) 開会 午前10時 4分

閉会 午後 3時56分

場所 第8委員会室

出席委員 柿沼トミ子委員長

宇田川幸夫副委員長

清水義憲委員、須賀敬史委員、諸井真英委員、宮崎栄治郎委員、木村勇夫委員、西山淳次委員、大嶋和浩委員、前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 小松弥生教育長、小島康雄副教育長、

小澤健史教育総務部長、渡邉亮県立学校部長、松本浩市町村支援部長、

古垣玲教育総務部副部長、羽田邦弘県立学校部副部長、

芋川修県立学校部副部長、関口睦市町村支援部副部長、

佐藤裕之市町村支援部副部長、岡部年男総務課長、八田聡史教育政策課長、

清水匠財務課長、橋本強教職員課長、加藤健次福利課長、

日吉亨県立学校人事課長、上原一孝高校教育指導課長、

浪江治魅力ある高校づくり課長、小谷野幸也生徒指導課長、

栗原正則教職員採用課長、伊藤治也保健体育課長、

金子功特別支援教育課長、坂上節県立学校人事課学校評価幹、

馬場敏男小中学校人事課長、石井宏明市町村支援部参事兼義務教育指導課長、

金子隆生涯学習推進課長、横松伸二文化資源課長、吉野雅彦人権教育課長

### 会議に付した事件並びに審査結果

### 1 議案

議案番号	件	名	結 果
第80号	埼玉県立学校の学校医、学校 公務災害補償に関する条例の		原案可決

# 2 請願

なし

### 所管事務調査

- 1 県立学校のブロック塀等の安全対策について
- 2 県立高校の統廃合について
- 3 教員の倫理観について

### 報告事項

- 1 指定管理者に係る平成29年度事業報告書及び平成30年度事業計画書について
- 2 平成30年度における指定管理者の選定について
- 3 埼玉県公立学校における働き方改革の取組について
- 4 埼玉県5か年計画の進捗状況について

## 【付託議案に対する質疑】

### 清水委員

- 1 県立学校の学校医などに対する補償基礎額を増額するとのことだが、それにより影響 を受ける公務災害補償にはどのようなものがあるのか。
- 2 介護補償について、常時介護と随時介護とがあるが、具体的にどのように異なるのか。 また、それぞれ「上限額」と「定額」とあるがその違いは何か。
- 3 本県での適用事例にはどのようなものがあるか。

# 保健体育課長

- 1 影響を受ける公務災害補償は5点ある。具体的には休業補償、傷病補償、障害補償、 遺族補償及び葬祭補償である。これらは、補償基礎額に基づき補償額を算定するもので ある。このほかに療養補償と介護補償があるが、これらは対象外である。
- 2 常時介護とは、日常生活において、歩行、食事、排せつ等を一切人の手を借りなければできないものである。他方、随時介護とは、その一部を自身でできる状況である。「上限額」については、介護サービスを受けた際に支給される額の上限を示すものである。「定額」については、介護サービスを受けていなくても、家族等が介護をした状況を想定して、定額を支給するものである。
- 3 昭和32年の本条例制定後に県立学校で適用した事例はない。なお、昭和48年と57年に市町村において、いずれも学校薬剤師が補償の適用を受けている。

### 木村委員

- 1 新たに創設された専門職大学とはどのようなものか。
- 2 学校の健康診断について伺う。数年前に私の知人の子供が鉄道員になりたいという夢を持って専門学校に進学したが、就職する直前で色覚に異常があることが発覚し、鉄道員への就職を断念したということがあった。県内の学校の健康診断における色覚検査の現状はどのようになっているのか。

### 保健体育課長

- 1 平成29年5月に学校教育法の一部改正があり、新たな高等教育機関として専門職大学が新設された。具体的にはいわゆる職業人のスペシャリストを養成するため創設された、現代社会の高度なニーズに対応できる人材をつくる大学である。例えば、農業分野における高品質の農産物の高付加価値商品の開発者や、プログラマー、デザイナーなどの人材を育成する教育機関である。
- 2 委員御質問のとおり、色覚検査については平成14年度をもって学校における健康診断の必須項目から除外している。平成15年度以降、色覚検査は学校医と相談の上で行うこととなっているため、このことを保護者や児童、生徒に対し周知している。県としては、校長会や養護教諭会、保健主事会において、学校医とよく相談し対応することや、保護者や児童、生徒の希望及び承諾がなければ、色覚検査はできないことなどを周知している。委員御質問にあった事案が今後起こらないよう、各学校に周知を図っていく。

# 前原委員

本条例は何年に制定されたのか。

### 保健体育課長

昭和32年である。

## 【付託議案に対する討論】

なし

# 【所管事務に関する質問(県立学校のプロック塀等の安全対策について)】 大嶋委員

6月18日に発生した大阪北部地震では尊い人命が犠牲になるとともに、今なお広範囲に及ぶ家屋の損壊など日を追うごとに被害の甚大さが明らかになっている。改めてお亡くなりになられた方に御冥福をお祈りするとともに、被災をされている皆様にお見舞いを申し上げる。

今回の地震の被害については、我が国全体のこととして捉える必要がある。国においては地震発生の翌19日に全国都道府県に安全点検等を求める通知を出したことからもこのことは明らかである。また、地震発生後まもなく、日本各地でも今回の地震と同規模の地震が発生する可能性があることが改めて指摘されている。

このようなことを踏まえて、本県においても早急な安全対策が求められており、19日 以降、通知なども出されていると思うが、県立学校における安全対策の取組について伺い たい。

# 財務課長

県では、6月19日の国の通知を踏まえ、同日、県立学校及び市町村教育委員会に対し、 安全点検と緊急調査を実施した。そして、結果のフィードバックを行うとともに、危険な ブロック塀には近づかせないよう応急措置を指示した。

### 大嶋委員

近づかせない対策等については、6月22日の記者発表の資料にも記載があるが、どのような対策がなされているか、具体的にどのように生徒や近隣に周知をしているのか改めて伺う。

#### 財務課長

現時点で全てを把握しているわけではないが、私が確認した学校では塀の近くに侵入できないようにパイロンを設置するとともに、部活動でプールを使う方に塀に近づかないように指導していると聞いている。

### 大嶋委員

会派として、また個人として、安全対策を要する学校を視察した。ブロック塀の傾きや破損、劣化などが見られたが、特に注意喚起する表示がなかった。また29日に、3か所を視察したが、ほとんど表示がない状況であった。

市町村の取組を確認したところ、ポールの設置や貼り紙の表示、生徒へ伝えるなど、各学校における注意喚起方法を市町村は確認していると聞いた。県立学校についても改めて確認をしてもらいたい。

安全対策として、知事部局では、安全対策を要する地元の2か所の県有施設について、 改修工事の発注が終わったと聞いている。教育局では改修工事など安全対策をどのように 実施していくか伺う。

### 財務課長

現場で安全対策が徹底されていなかったことについて、誠に申し訳なく思う。現場が高校であり、体の小さい児童生徒が通う小中学校とは違うという意味で、学校現場で甘えがあったのかもしれないため、再度注意したい。改修工事の実施については、設計が必要なものとそうでないものがあり、例えば、外からの目隠しになっているプールの塀等は、安易に撤去できないため、補強工事等を実施する必要がある。そのため、若干の時間をいただきたい。それ以外のものについては、基本的に撤去できるものは撤去するほか、高い塀の上部をカットし、1.2メートル以下にすることで基準を満たすなど、手法の検討も含めて、早急にできるように対応していきたい。

# 大嶋委員

8月22日に、建築基準法に適合しない疑いのあるブロック塀がある学校が8校、劣化・ 損傷などが生じているブロック塀がある学校が12校あると聞く。私が現地視察に伺い、 該当の危険箇所を見ているときに、向かいにある県立高校の塀の損傷が見られた。そこは 私が事前に聞いていた該当の学校ではなかったが、改めて学校に聞いたところ、そこも危 険だと思っているので即時に改修したいとのことであった。恐らくそういうところも、緊 急調査だけでは不十分で、漏れているところもあるのではないか。対策工事が必要である と分かっているところは早急に改修するとともに、大阪の件でも点検が十分でなかったな どということもあるので、再点検をしてもらいたい。県立高校は地域の防災拠点となって いる高校もあるため、その面からも安全性は相当に求められると思うがいかがか。

# 財務課長

今回の緊急調査は、時間がない中で全体の状況を把握するという面があり、県立学校については建築基準法の定期点検の結果を洗い直して拾い出したものである。おそらく漏れもあるということで、記者発表の時も速報値とし、今後変わる可能性があることをお伝えしているところである。6月29日付で文部科学省から全国調査の実施依頼を受けているので、その際に合わせて正確に調査を実施していきたい。

#### 宮崎委員

財務課長の答弁で、ブロック塀の高さが1.2メートルと聞こえたが、2.2メートルではないか。確認したい。

### 財務課長

建築基準法で、ブロック塀の高さが1.2メートル以上になると控え壁の設置が必要となる。そのため、高さの高い塀を1.2メートル未満に低くすれば、控え壁がなくても基準を満たすことができるため、応急対応の一つの方法としてある。

# 【所管事務に関する質問(県立高校の統廃合について)】 前原委員

県立高校の再編整備については、本会議での質問もあったが、常任委員会の場でも確認すべきと思い所管事務調査としてお願いした。表現自体は「魅力ある」となっているが、地元の人たちが非常に戦々恐々となっていると思う。武内議員の質問に対する答弁で、平成31年度を目途に県民コメントを実施し、「魅力ある県立高校づくり実施方策」を策定したいということであるが、今後の県立高校の再編整備について伺う。

# 魅力ある高校づくり課長

魅力ある高校づくりについては、今後生徒数が減っていく中で、適正な学校規模を維持し、学校を活性化し、社会のニーズに対応した特色化を盛り込んだ上で、生徒にとってより良い学習環境を作っていくことを目的としている。地域の方が不安に思われているのではないかということについては、現在、小中学校のPTAの会議等に出向き、取組を説明させていただき、その中で意見交換、意見の聴取をさせていただいている。また、4月に公表した再編整備の進め方について、5学級以下の県立高校が所在する市町の教育委員会にも併せて訪問し、地元や高校の状況などの御意見を伺っているところである。今後の再編整備のスケジュールについて、平成41年4月を目途に3期程度に分けて進めていくこととしており、その第1期に当たる部分について、平成31年度を目途に、県民コメントも実施し、実施方策をまとめたいと考えている。

### 前原委員

具体的な対象校は決まっているのか。

# 魅力ある高校づくり課長

再編整備の進め方の中で、再編整備を検討する観点を3点挙げており、その中の一つに「適正な学校規模を維持する必要がある」という項目がある。この観点から5学級以下の学校などを訪問している。特定の学校が念頭にあって学校を回っている訳ではない。

### 前原委員

今回の高校訪問の訪問先を教えてほしい。

# 魅力ある高校づくり課長

5 学級以下の学校は全部で 2 9 校あるが、学科の特色なども考慮し、訪問数は 2 5 校となる。加えて、特色ある学校づくりということで、工業系の専門高校拠点校の検討を行っているところでもあり、工業系の学科を持つ 1 4 校にも訪問している。さらに、近隣の同様の教育内容を持つ学校などにも、今後訪問する可能性がある。

#### 前原委員

市町村との意見交換の中でも、地域活性化や人口減少の抑制のため、地域にとって高校の存在は極めて重要であるという意見があったと聞いている。平成27年度のアドバイザー会議でも、誰にとって魅力ある高校づくりなのか、生徒にとって魅力ある学校を作れば、社会や地域や企業にとっても魅力ある学校になるのではないかという意見も出されている。そういう意見にきちんと向き合ってほしい。今の計画では、減らしていくということに着地点を持って行こうとしている。クラスの生徒数を40人ではなくて、30人学級にすると、クラスの数が増えて教員の数も増えて、行き届いた教育ができて、それこそが魅力ある学校になると考えている。再編整備で学校をなくすのではなくて、そういうところに観点を絞った魅力ある学校づくりを目指すべきと考えるがいかがか。

#### 教育長

県立高校の再編整備については、公立中学校卒業者数が6,000人も減ってしまうという状況があり、何らかの対応をしなければならないと思っている。一方で、以前よりも高校が地域に密着して教育活動を行っていて、地域からも高校を助けてもらっているところもある。そういう状況を考慮に入れるものの、子供の数が減ると、教員の数も減るので、多様な教育活動が難しくなり、部活動や学校行事などでも活力のある教育活動を行うことができなくなる。子供たちにとってより良い学習環境を提供できなくなる恐れがあるという状況を踏まえ、再編整備を行おうとするものである。

## 前原委員

再編整備をする上で、学校数を減らすことありきではなく、地域に学校がなくなると困るという声を多く聴くため、その点に着目した形で考えていただきたい。子供たちの教育を受ける権利を奪うことになるので、そういうことがないようにきちんとやってほしい。 (意見)

# 諸井委員

中学生が減るというのは事実なので、それに対応しなければならないというのは理解できる。地域にとって高校は重要だという認識を持っているのならば、地元の子は地元に行きなさいということをしっかりやってほしい。平成16年度に学区を廃止したが、それによって高校教育がどう良くなったか分からない。学区については、一般質問で検討する気もないという答弁もあったが、しっかり検討してほしい。私の周りではそういう声しか聴かない。どういう理由で廃止にしたのか分からないが、埼玉の教育にとって効果的になったのか検証する必要があるのではないか。再編整備をする上で、きちんと整理し、市町村の声を聴くなどして、学区について考え直すいい機会にもなるため、しっかりやってもらいたいと思うがいかがか。

### 教育長

平成16年度に学区を廃止した際に、保護者や中学生に対してアンケート調査を行っている。その結果、子供たちの意見は半々であった。保護者の方は、学区がない方がいいという意見が多数であった。当時は全国的に規制緩和の流れがあり、学区を廃止するという動きもあり、検討した結果、選べる方がいいということで学区を廃止したものである。自由でない方がいいという意見は特段聞いていないので、よく確認しながら検討する必要があると思っている。それぞれの学校が魅力あるものになるということと、当時よりは地域というものを広く捉えていいと思っている。つまり埼玉県の子供を埼玉県で育成しているというように考えていきたい。

### 諸井委員

学区を廃止して15年経っている。検証するいい機会になるのでやっていただきたい。 子供や保護者に聞くと、制限されているより制限されていない方がいいに決まっている。 そこだけではなくて、行政はそれ以上のことを考えなくてはいけないと思う。しっかり検 証して、どういうところが良くなったか、どういうところが悪くなったかについて、保護 者だけの意見を聴くのではなくて、町の経済団体などからもアンケートを取るべきではないか。まちづくりの中枢を担っている人たちに話を聞いて、総合的に考えてしっかり見直 せばいいと思う。

### 教育長

高校の存在がまちづくりにとって非常に大事であると言っていただき非常にありがたく思っている。高校がただ存在することが必要ではなくて、実際に地域が学校にどういうことをやっているか、高校が地域にどんな貢献をしているかということが大事であると思っている。今年度、学校地域WIN-WINプロジェクトを立ち上げて、きちんと学校が地域と向き合うという環境を作ってきているところである。

# 【所管事務に関する質問(教員の倫理観について)】

# 清水委員

1 教員の不祥事による懲戒免職は、平成28年度が過去最高の20件、平成29年度が 10件、平成30年度はこれまで2件発生している。今年度の2件のうち1件では、志 木市立小学校の校長が女子高校生のスカート内を盗撮し、東京都の迷惑防止条例違反で逮捕され、5月に懲戒免職となった。教職員の不祥事は今なお発生している。この現状をどのように考えているか。

2 校長はもちろん教職員には高い倫理観が求められるが、倫理観についてどう考えているか。そのことは、教員が労働者であることと関係があるか。

# 小中学校人事課長

- 1 不祥事防止に懸命に取り組んでいる中、今なお不祥事が発生していることについて、 大変申し訳なく思う。県民に深くお詫びを申し上げたい。教員一人一人に教員を目指し た原点に立ち返らせるなど、不祥事根絶に取組み、信頼回復に努めていく。
- 2 教職員の倫理観について、委員御指摘のとおり、教員には高い倫理観が求められていると考えている。中でも、教職員を管理監督する校長には、より高い倫理観と高潔さに裏付けられた言動が求められており、子供たちの見本となるような言動が必要である。情熱と愛情をもって誠実に接し、使命感や誇りを再認識させる取組を進めていく。また、校長をはじめ管理職に対しては、校長会等を通じ、倫理観の向上を図っていくとともに、学校訪問などを通じて現状把握や管理職の相談に応じるなどの支援に努めていく。労働者であることとの関係については、教員には、あくまでも教員としての高い使命感が求められているものと考えている。

## 須賀委員

平成29年10月に教育長が不祥事根絶を目指してというメッセージを出している。その中で、どうすれば不祥事をなくすことができるのか、不祥事により失った信頼を回復できるのか、教職員の皆さんの考えを教育長に寄せるようにと書いてある。市町村教育委員会からはどのような意見が出されたのか。また、意見をとりまとめ、実際にどのような取組を行ってきたのか。

### 小中学校人事課長

意見については、県内62市町村、1,063校の全てから13,921件が寄せられた。多くの学校から寄せられたものとしては、「指導の際は一人ではなくチームで対応する」、「悩みを抱え込まず、協力し何でも相談し合える職場にする」「お互い注意し合い、すぐに管理職に相談する」といったものであった。

とりまとめた意見についてはカテゴリー別に整理し、効果的だと思われる取組については、3月末に各校に周知し、校内研修で活用するよう依頼した。さらに、4月に年度当初教職員事故防止強化運動期間として、不祥事防止の更なる徹底を図った。また、県教育委員会として62全市町村教育委員会を訪問し、取組状況を把握し、直接指導を行った。年度当初の教育長や校長を集めての研究協議会では、指導の徹底や管理監督の責任の重さについて説明し、不祥事防止の徹底を図った。

# 諸井委員

- 1 教員の採用時にはどのような工夫をしているのか。また、他県で不祥事を起こした人が採用され、再び不祥事を起こしたようなケースがあったが、こうした人間の情報共有はできているのか。
- 2 校長を集めて、わいせつは悪いことですよと県教育委員会から話をしても、それは当たり前のことであまり意味がない。もっと深いところに問題があるのではないか。例えば、日々のストレスがたまっている人やわいせつ行為に興味がある人が多いなど、どのように分析しているのか。

### 教職員採用課長

1 採用試験については、ここ数年、人物重視の試験を実施している。教員として必要な知識はもちろんだが、面接や集団討論などを実施している。特に面接では、企業の経営者や人事担当者、PTAなど民間の方を面接員に入れるなど、教員と違った視点から受験者を見るよう取り組んでいる。また、今年度から、面接の際に不祥事に関する質問を直接投げかけ、不祥事に対する考え方を受験生から聞くことを考えている。

都道府県の教育委員会は免許管理者として、不祥事を犯して免職した者の教員免許を返納させ、その情報を全国の都道府県へ相互に通知している。この仕組みは法的義務がないものの各県で運用している。しかし、これは平成21年度以降に採り入れられた仕組みであり、それ以前の情報は共有できていない。今後、このような個人情報をいつまで保管するのか、またこれは免許事務に関する情報であり、それを採用事務に使って問題がないか、現在文部科学省で法律上の障壁がないか検討しているところである。

# 小中学校人事課長

2 不祥事を起こした者に話を聞くと、悪いことをしたという自覚はあるが、不祥事防止に関する研修についてはどこか他人事というようなところがある。そのため、今後は、当事者意識を持たせるような研修内容を考えていく。また、教職員の中には、課題や悩みについて、周りと共有するのではなく、ついつい一人で対応しようとする者がいる。そのような教職員は、管理職が事前に把握できるケースが多いため、授業訪問や面談の際に話を聞きながら課題に対処していくという進め方が重要であると考えている。また、管理職からの指導だけではなく教職員のボトムアップによる研修が行われ始めており、不祥事の案件を校種別、年齢別、経験年数別に整理し傾向をつかむなどの分析も行っている。例えば、若い教職員はわいせつ事案が多く、50代は交通事故が多いなど、年代別の実態等に応じ、教職員向けの研修資料を工夫している。教職員が当事者意識を持って主体的に考え行動できるような研修となるよう努めていく。